

別記 2

情報セキュリティ特記事項

(基本事項)

第1条 この契約又は協定等（以下「契約等」という。）により、近江八幡市（以下「発注者」という。）から業務の委託又は指定管理者の指定等を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約等による業務を行うに当たり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(契約内容等の遵守)

第2条 受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の取扱いについては、契約書の内容に加え、この情報セキュリティ特記事項及び仕様書等において定められている事項を遵守するものとする。

(組織体制)

第3条 受注者は、この契約等による業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報セキュリティに係る責任体制
- (2) 情報資産の取扱部署及び担当者
- (3) 通常時及び緊急時の連絡体制

(従業員に対する教育の実施)

第4条 受注者は、情報資産を取り扱う業務の従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

(提供された情報の目的外利用及び受注者以外の者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第6条 受注者は、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならない。

- 2 受注者は、この契約等による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないこと及びその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第7条 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約等による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせて

はならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この情報セキュリティ特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

(委託業務終了時の情報資産の返還、破棄等)

第8条 受注者は、この契約等が終了し、又は解除されたときは、この契約等による業務に係る情報資産を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいのない方法で確実に破棄しなければならない。

(委託業務の定期報告及び緊急時報告義務)

第9条 受注者は、この契約等による業務の進捗状況を定期的に報告しなければならない。

- 2 受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等（以下「情報セキュリティインシデント」という。）が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監査、検査)

第10条 発注者は、この契約等による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入調査及び監査（以下「調査等」という。）を行うことができるものとする。

- 2 受注者は、発注者から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
- 3 発注者は、調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。
- 4 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 情報セキュリティインシデントが発生した場合、発注者は、受注者の名称及び事実を公表することができる。

(特記事項が遵守されなかった場合の損害賠償等)

第12条 受注者が、この情報セキュリティ特記事項の遵守違反により損害を与えたときは、発注者は契約等の解除の有無に関わらず、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

- 2 前項の損害賠償額は、受注者と発注者が協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 受注者は、第1条から第12条までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。